

<p>(分野)</p> <p>その他</p>
<p>(要望事項)</p> <p>安全管理審査及び使用前自主検査のうち岩盤検査の廃止</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>電気事業法第50条の2及び電気事業法施行規則第73条の3において、水力発電所に係る工事のうち、高さが15m以上のダムについては、基礎地盤に堤体コンクリートを打設する時に、使用前自主検査（岩盤検査）を行い国による安全管理審査を受審することが義務づけられている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>基礎地盤に堤体コンクリートを打設する時の使用前自主検査義務を廃止し、国による安全性の担保（現場確認）は、河川法による基礎地盤検査によって置き換えるものとする。 それによって国による二重規制を撤廃し、事業者の負担を軽減することにより、水力発電所建設に係るコストを削減を図る。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>現在、水力発電所に係る工事のうち、高さ15m以上のダムの岩盤検査については、上記（制度の概要）のとおり電気事業法による国（経済産業省）の審査が義務付けられている一方で、河川法によっても国（国土交通省）の検査を受検することが義務づけられているため、国による二重規制となっている。 さらに岩盤検査は複数年にわたり複数回行われ、高額な費用を要するため、実施する事業者にとっては多大な負担となっている。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>電気事業法施行規則第73条の3</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課</p>

(分野)
その他
(要望事項) 中部国際空港を 2 1 世紀に相応しい利便性・経済性に優れた新空港とするため、2 4 時間運用に対応した C I Q 官庁の業務処理体制の構築と通関手続きの簡素化
(制度の概要) 国際線貨物の輸出入については、C I Q 官庁が行う通関手続き等が多岐にわたって必要であり、それぞれの C I Q 官庁の業務処理体制が十分に整っていない場合は、荷物が停滞し、搬出までに数日を要することが当然のことのように扱われている。 C I Q = Customs、Immigration、Quarantine 税関、出入国管理、動植物検疫
(要望内容) 航空機の離発着に制限を設けない機能 (2 4 時間運用) を十分に発揮するために C I Q 官庁の業務処理体制の構築。 2 1 世紀に相応しい利便性・経済性に優れた新空港とするための C I Q 官庁の事務処理の迅速化及び手続きの簡素化・合理化。(具体的には、簡易申告制度、許可前貨物引取承認申請、予備審査制、Air - NACCS = 航空貨物通関情報処理システムの導入など)
(要望理由) 中部国際空港では、国際競争力を増すため離発着時間に制限を設けない 2 4 時間運用を行う予定であるが、C I Q 官庁の通関手続き等の業務処理体制が 2 4 時間運用に対応できるものでなければ、空港はその機能を十分に発揮できないことになる。したがって、そのための業務処理体制の整備と通関手続きそのものの簡素化によるさらなる処理の迅速化を求めるものである。
(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等) 関税法、検疫法、植物防疫法、家畜伝染予防法、食品衛生法、麻薬及び向精神薬取締法
(関係省庁・担当課) 総務省行政管理局企画調整課、財務省関税局調査保税課、農林水産省生産局植物防疫課及び畜産部衛生課、厚生省医薬局食品保健部企画課及び企画課検疫所業務管理室及び基準課及び監視安全課及び監視指導・麻薬対策課

<p>(分野)</p> <p>その他</p>
<p>(要望事項)</p> <p>貨物事業の利便性を向上させるため、中部国際空港株式会社が総合保税地域の申請を行えるよう関税法施行令の改正</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設において、関税、消費税等の支払いを留保したまま貨物の蔵置、加工、製造、展示などができる場所として許可される地域で、本来はそれぞれが個別に許可される保税蔵置場、保税工場、保税展示場の機能をあわせ持つものである。 総合保税地域は、貿易施設が集積した地域全体を許可するため、各貿易施設間の輸送は保税地域を出る必要がない。そのため、事業者は総合保税地域外へ貨物を搬出するまでは、関税、消費税等の支払いが留保されるなどのメリットがある。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>中部国際空港が、関税法（以下「法」）に定める総合保税地域として許可されるためには、法施行令に定める許可要件（許可の対象となる法人の出資比率において、一の地方公共団体等の出資額が出資総額の十分の一以上）が障害となるため、法施行令の改正を望む。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>許可要件を定めた法施行令の「一の地方公共団体等」の解釈は、財務省の見解では、「ひとつでも」という意で、出資しているすべての地方公共団体等が10%以上出資していなくてはならないという意味であり、これが障害となって申請が行えない。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>関税法第62条の8第1～2項、関税法施行令第51条の9及び第51条の11第2号</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>財務省 関税局 関税課、調査保税課</p>